

1 2018

小川富也税理士事務所だより

編集発行人
税理士・行政書士
小川 富也
〒796-0068
八幡浜市浜之町180番地
TEL 0894-24-3355
FAX 0894-24-2882

謹賀新年

平成30年元旦

給与所得の源泉徴収事務の締めくくりである年末調整の手続きが終わった後、引き続き行わなければならぬのが「法定調書」の作成・提出作業です。

法定調書とは、所得税法、相続税法、租税特別措置法、国外送金等調書法の規定により、(平成29年中に)一定の支払い等をした際に、その内容について所定の調書を作成し、所轄の税務署に提出するよう義務付けられているものです。

例えば、従業員に対して給与を支払った場合には「給与所得の源泉徴収票(給与支払報告書)」、特定の者に報酬等を支払った場合には「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」の提出が必要となります。

また、地代・家賃を支払ったり、不動産の買入代金を支払った場合のように源泉徴収の対象とされていないものについても「不動産の使用料等の支払調書」や「不動産等の譲受

けの対価の支払調書」の提出が必要です。

しかし、法定調書の作成・提出の手続きは提出義務者にとって相当の負担ともなります。そこで課税の公平性を害さない範囲内において、区分や支払金額により提出不要の限度を設けていたり、所轄税務署に提出する「給与所得の源泉徴収票」と市区町村に提出する「給与支払報告書」などは様式を統合するといった負担軽減措置が講じられています。

法定調書には多数多様の種類がありますが、ここでは一般的に会社が提出をしなければならない6種類の法定調書の支払内容についてまとめました。

それぞれの法定調書の金額による提出範囲や提出不要のもの、その他詳細につきましては、税務署より配布の平成29年分「給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」をご参照下さい。

法定調書

◇提出調書と支払内容◇

〈提出期限〉
平成30年
1月31日(水)

主な法定調書	支払の内容
給与所得の源泉徴収票(給与支払報告書) ※給与支払報告書は市区町村に提出	俸給、給料、賃金、歳費、賞与、その他これらの性質を有する給与
退職所得の源泉徴収票・特別徴収票 ※特別徴収票は市区町村に提出	退職手当、一時恩給、その他これらの性質を有する給与
報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書	所得税法第204条第1項各号並びに所得税法第174条第10号及び租税特別措置法第41条の20に規定されている報酬、料金、契約金及び賞金 (外交員、集金人、電力量計の検針人、ホステス、コンパニオン等への報酬、料金等や広告宣伝のための賞金等)
不動産の使用料等の支払調書	不動産、不動産の上に存する権利、総トン数20トン以上の船舶、航空機の借受けの対価や不動産の上に存する権利の設定の対価
不動産等の譲受けの対価の支払調書	不動産、不動産の上に存する権利、総トン数20トン以上の船舶、航空機の対価
不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書	不動産、不動産の上に存する権利、総トン数20トン以上の船舶、航空機の売買又は貸付けのあっせん手数料

【源泉徴収事務・法定調書作成事務におけるマイナンバー制度の概要】

社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)の導入により、法定調書の提出義務者(支払者等)は、平成28年1月1日以後の金銭等の支払等に係る法定調書に、原則として金銭等の支払を受ける方及び支払者等のマイナンバー又は法人番号を記載する必要があります。

■2018年・新春展望■

緩かな景気の拡大傾向続く 生産性向上と賃上げが力ギ



日本経済は昨年、1960年代後半を中心とした「いざなぎ景気」を越える戦後2番目となる景気の拡大局面を迎えた。政府は「今後も持続的、緩やかな拡大傾向は続く」とみています。

内閣府によると、これまでの最長期間は2002年1月から2008年2月までの73ヶ月。これを抜くに

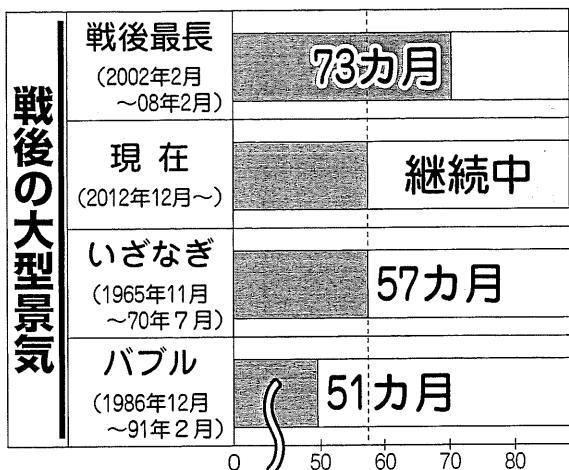
は2019年1月まで拡張局面が続く必要がありますが、今のところ、国内要因で景気後退に陥るような材料は見当たらないとされます。海外景気の下振れや金融市場の大きな混乱といったショックがなければ、戦後最長景気の実現は十分可能です。

ただ、景気が上向き、労働需給が数十年ぶりの水準まで引き締まつた

にも関わらず、賃金の上昇は勢いを欠き、個人消費も伸び悩み、景気拡大の実感は乏しいのが現状といえます。

今の景気回復が始まつたのは2012年12月。「大胆な金融緩和・財政出動・成長戦略」の「3本の矢」を掲げた、いわゆる「アベノミクス」のスタートと同時です。特に日銀による大規模な金融緩和が円安・株高をもたらし、企業の業績は改善しました。

株価は2倍以上となりました。日



戦後の大型景気

経平均株価は2012年11月には1万円を割り込んでいましたが、2万円台を回復。20年ぶりの株高をうかがう水準です。日銀の統計を見ると株式や投資信託を保有している人は資産を着実に増やしているようですが、水準に増やしているようでは2019年1月まで拡張局面が続

く必要がありますが、今のところ、企業の経常利益は、2013年度から4年連続で過去最高を更新。企

業の貯金も増えました。「内部留保」は、2012年度から5年連続で過去最高。2016年度に企業の蓄えは400兆円を超ました。(財務省・法人企業統計調査)

雇用は43年ぶりの状況に改善。有効求人倍率は、すべての都道府県で「1」を越えました。仕事を選ばなければ、全国どこでも就職先を見つけられるという意味です。1963年に統計を取り始めて以来、初めてのことです。

■中間層の賃金底上げが力ギ

数字を見れば、確かに景気の回復を示す指標が目立ちます。現在の景気拡大を支えているのは、円安による企業収益の改善が主な要因ですが、賃金上昇は抑制的で、家計には好景気の実感が乏しい状況といえます。

今後の景気の動向は、中間層の底上げが力ギとなります。中間層の年収が下がると、消費は停滞せざるをえません。

日本経済は「分厚い中間層」が特徴で、消費を支える重要な層です。そこが弱くなつてしまふと、将来への不安が高まり、住宅や車など大きな投資もしづらくなつています。

非正規で働く人が増えていることも懸念材料です。年功序列型の賃金カーブに乗れず、年を重ねても、所得が伸びない人が増加しており、夫婦2人で非正規雇用という若い世代も増えています。

年金や医療など社会保障の保険料の負担も増加しているため、勤労者世帯の「可処分所得」が抑えられているというデータもあります。このため、政府は企業の生産性向上とそれに伴う賃上げを後押しする考えを示しています。そのうえで、できるだけ景気回復の期間を長くし、その間にさまざまな政策パッケージを動員して、この20年間に染みついた「物価も賃金も上がらない」というマインドをいかに変えていくかが重要といえます。



◆中小企業庁◆ 軽減税率対策補助金の期限延長

～2019年9月30日まで～

先般、中小企業庁は、消費税の軽減税率に備えてレジなどを改修する中小企業・小規模事業者向け「軽減税率対策補助金」について、その申請期限を2019年9月30日まで延長することを決定しました。

軽減税率制度は、消費税率10%への引き上げ時期に合わせ、2019年10月1日から実施されることとなつています。

軽減税率対策補助金制度については、2016年3月29日からスタートし、従前は、2018年1月31日までに導入または改修が完了したものが対象となっていましたが、消費増税延期などで政策の先行き不透明感が生じ、中小企業者等の対応が遅れることから、同補助制度の期限が軽減税率導入の前日まで1年8ヶ月延長されることになりました。

補助金の申請類型には、大きく分けて「複数税率対応レジの導入等支援」(A型)と「受発注システムの改修等支援」(B型)があります。

A型のレジの導入の場合、基本の補助率は3分の2(1台のみ導入かつ導入費用3万円未満の機器については補助率が4分の3、タブレット等の汎用端末の補助率は2分の1)で、補助額は1台あたり20万円が上限、複数台のときは200万円が上限となっています。

一方、B型の受発注システムの場合、小売事業者等の発注システムの補助金上限額は1000万円、卸売事業者等の受注システムの補助金上限額は150万円で、両方の改修・入替が必要な場合の上限は1000万円となります。補助率は、改修・入替費用の3分の2で、電子的受発注データのフォーマットやコード等の複数税率対応に伴う改修や、現在利用している電子的受発注システムから複数税率対応したシステムへの入替などが補助対象となっています。詳しくは、軽減税率対策補助金事務局および中小企業庁ホームページをご参照下さい。

1月の税務と労務

一税務

★給与所得者の扶養控除等申告書の提出

(1)提出期限…本年最初の給与支払日の前日

(2)提出先…給与の支払者(所轄税務署長)

★支払調書の提出 提出期限…1月31日

★源泉徴収票の交付

(1)交付期限…1月31日

(2)交付先…①所轄税務署長 ②受給者

★固定資産税の償却資産に関する申告

申告期限…1月31日

★個人の道府県民及び市町村民税の納付(第4期分)

納期限…1月中において市町村の条例で定める日

★29年12月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

納期限…1月10日(年2回納付の特例適用者は前年7月から12月までの徴収分を1月22日までに納付)

★29年11月決算法人の確定申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税)

申告期限…1月31日

★2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税)

申告期限…1月31日

★法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税) 申告期限…1月31日

★5月決算法人の中間申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税)(半期分)

申告期限…1月31日

★消費税の年税額が400万円超の2月、5月、8月決算法人の3月ごとの中間申告(消費税・地方消費税)

申告期限…1月31日

★消費税の年税額が4,800万円超の10月、11月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(9月決算法人は2カ月分)(消費税・地方消費税)

申告期限…1月31日

★給与支払報告書の提出

(1)提出期限…1月31日

(2)提出義務者…1月1日現在において給与の支払をしている者で、給与に対する所得税の源泉徴収義務がある者

(3)提出先…給与の支払を受けている者の住所地の各市町村長

一労務

★健保・厚保の保険料の納付 納期限…1月31日

明けましておめでとうございます。旧年中は格別のお引き立てを賜り、心より御礼申し上げます。▼2018年はどのような年になるのでしょうか。昨年、我が国の経済は円安や原油安の恩恵もあり、大手を中心とした緩やかな回復基調が続きました。しかし、大手企業が収益を改善する一方で、地域経済や中小企業においては、長期化する深刻な人手不足、個人消費の回復の遅れなどにより、依然として景況感の好転を実感できる状

新年を迎えて

況には至っていないようです。▼政府・与党は、2018年度税制改正で中小企業支援策を拡充し、全企業数の99%を占める中小企業の経営を後押しし、地域経済の活性化につなげる方針です。変化が激しく、変化のスピードが想像出来ない現代ですが、こんな時代こそ、企業家精神を大いに發揮し、新しい年を飛躍の年としたいものです。▼本年が皆様にとりまして素晴らしい一年になりますようご祈念申し上げます。